



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 7 2 号 令和 8 年 7 月 2 4 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 8 4	令和 8 年度徳島県一般会計補正予算（第 1 号及び第 2 号）及び令和 8 年度徳島県病院事業会計補正予算（第 1 号）の要領を公表する件	財政課
3 8 5	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	サステナブル社会推進課
3 8 6	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
3 8 7	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
3 8 8	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件	農林水産政策課
3 8 9	森林管理重点地域の指定を解除するに当たり指定の解除の案を縦覧に供する件	林業振興課
3 9 0	同	同
3 9 1	森林管理重点地域を指定するに当たり指定案を縦覧に供する件	森林土木・保全課
3 9 2	同	同
3 9 3	道路の区域を変更する件	高規格道路課
3 9 4	道路の供用を開始する件	同
3 9 5	同	同
3 9 6	同	同

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 9 7	特定調達契約について一般競争入札により 落札者を決定した件	港湾政策課

徳島県告示第384号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和8年7月3日徳島県議会の議決を経た令和8年度徳島県一般会計補正予算（第1号及び第2号）及び令和8年度徳島県病院事業会計補正予算（第1号）の要領を次のとおり公表する。

令和8年7月24日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第385号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年7月24日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 契約に係る物品等の名称及び数量

椿泊漁港荷さばき所ほか3施設で使用する再生可能エネルギー電力（PPA方式）
調達期間における予定使用電力量の合計 6,166,960キロワットアワー

2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県生活環境部サステナブル社会推進課
徳島市万代町一丁目1番地

3 契約の相手方を決定した日

令和8年5月29日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社G F
阿南市黒津地町山下5番地1

5 契約金額

(1) 基本料金 設定しない。

(2) 太陽光発電電力使用単価（1キロワットアワー当たり）

ア 徳島県立椿泊漁港荷さばき所 23円56銭

イ 徳島県立徳島科学技術高等学校 20円7銭

ウ 徳島県立鳴門渦潮高等学校 20円7銭

エ 徳島県立板野支援学校 20円7銭

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

徳島県告示第386号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。
令和8年7月24日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社Ohana	徳島市中前川町四丁目8-1	訪問入浴おはなの湯	徳島市中前川町四丁目8-1	訪問入浴介護	令和8年7月1日
合同会社ろんぐらいふ	同 名東町二丁目300番地1	訪問看護ステーションセゾン	同 名東町二丁目322番地	訪問看護	同

徳島県告示第387号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。
令和8年7月24日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社Ohana	徳島市中前川町四丁目8-1	訪問入浴おはなの湯	徳島市中前川町四丁目8-1	介護予防訪問入浴介護	令和8年7月1日
合同会社ろんぐらいふ	同 名東町二丁目300番地1	訪問看護ステーションセゾン	同 名東町二丁目322番地	介護予防訪問看護	同

徳島県告示第388号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年7月24日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
徳島県信用漁業 協同組合連合会	徳島市東沖洲二丁 目13番地	徳島県沿岸漁業改善 資金貸付規則（昭和 54年徳島県規則第84 号）第1条に規定す る沿岸漁業改善資金 に係る償還金の収納 及び貸付金の支出の 事務	令和8年3月 16日	令和8年4月 1日
木岐漁業協同組 合	海部郡美波町木岐 347	徳島県沿岸漁業改善 資金貸付規則第1条 に規定する沿岸漁業 改善資金に係る償還 金の収納の事務	同	同

徳島県告示第389号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成25年徳島県条例第67号）第17条第1項の規定に基づき森林管理重点地域の指定を解除したいので、同条第2項において準用する同条例第14条第3項の規定により次のとおり告示し、令和8年7月24日から同年8月23日までの間、指定の解除の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定の解除をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定の解除の案についての意見書を提出することができる。

令和8年7月24日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 指定の種別

第2種森林管理重点地域

2 指定を解除しようとする区域

海部郡海陽町平井字寒ヶ瀬144の1、144の2、145の1から145の4まで、147の1、148、149及び151

3 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県農林水産部林業振興課森林企画担当

電話番号 088-621-2482

徳島県告示第390号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成25年徳島県条例第67号）第17条第1項の規定に基づき森林管理重点地域の指定を解除したいので、同条第2項において準用する同条例第14条第3項の規定により次のとおり告示し、令和8年7月24日から同年8月23日までの間、指定の解除の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定の解除をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定の解除の案についての意見書を提出することができる。

令和8年7月24日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 指定の種別

第2種森林管理重点地域

2 指定を解除しようとする区域

海部郡海陽町小川字上檜木屋78、80の1及び80の2

3 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県農林水産部林業振興課森林企画担当

電話番号 088-621-2482

徳島県告示第391号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成25年徳島県条例第67号）第14条第1項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、令和8年7月24日から同年8月23日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和8年7月24日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 指定の種別

第1種森林管理重点地域

2 指定をしようとする区域

海部郡海陽町平井字寒ヶ瀬144の1、144の2、145の1から145の4まで、147の1、148、149及び151

3 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県農林水産部森林土木・保全課森林保全担当

電話番号 088-621-2450

徳島県告示第392号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成25年徳島県条例第67号）第14条第1項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、令和8年7月24日から同年8月23日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和8年7月24日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 指定の種別

第1種森林管理重点地域

2 指定をしようとする区域

海部郡海陽町小川字上檜木屋78、80の1及び80の2

3 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県農林水産部森林土木・保全課森林保全担当

電話番号 088-621-2450

徳島県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県美波県土整備事務所において、令和8年7月24日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年7月24日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
294	北河内奥河内	海部郡美波町北河内字本村 240番9地先から 同 234番4まで	旧	6.6～21.9	130.3
		同	新	6.6～25.1	130.3

徳島県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県美波県土整備事務所において、令和8年7月24日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年7月24日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供 用 開 始 の 期 日
25	日和佐小野	海部郡美波町北河内字本村 136番1地先から 同 236番3まで	213.5	令和8年7月24日

徳島県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県阿南県土整備事務所において、令和8年7月24日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年7月24日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供 用 開 始 の 期 日
287	福井椿泊加茂前	阿南市椿町谷ノ浦15番7地先 から 同 大瀬井10番8地先 まで	157.0	令和8年7月24日

徳島県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県美波県土整備事務所において、令和8年7月24日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年7月24日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供 用 開 始 の 期 日
294	北河内奥河内	海部郡美波町北河内字本村 240番9地先から 同 234番4まで	130.3	令和8年7月24日

徳島県告示第397号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年7月24日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
港湾荷役機械リーチスタッカー 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県県土整備部港湾政策課管理担当
徳島市万代町一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和8年5月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
ロジスネクストジャパン株式会社
京都府長岡京市東神足2丁目1番地1号
- 5 落札金額
126,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和8年3月13日